

障害者（児）福祉のしおり

2 0 2 6



岩出市イメージキャラクター
そうへいちゃん

岩 出 市

岩 出 市 西 野 2 0 9 番 地

電話 0736-62-2141（代表）

FAX 0736-63-0075

手帳等級別福祉制度早見表

○該当 △一部該当

※この早見表は、参考に作成していますので、事業によって年齢・所得・等級・世帯状況等により制限がある場合や、○・△印がなくても対象となる場合がありますので、詳細は各窓口にお問い合わせください。

制 度	ページ	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳		
		1	2	3	4	5	6	A1	A2	B1	B2	1	2	3
重度心身障害児者医療費助成制度	6	○	○	○	△			○	○			○	○	
ひとり親家庭等医療費助成制度	6	○	○											
自立支援医療	7	○	○	○	○	○	○							
特別障害者手当	9	△						△				△		
障害児福祉手当	9	△						△				△		
心身障害児等在宅扶養手当	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別児童扶養手当	10	○	○	△	△			○	○	△	△	△	△	△
心身障害者扶養共済制度(加入者)	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
補装具費の支給	13	△	△	△	△	△	△							
日常生活用具の給付	13	△	△	△	△	△	△							
Net119緊急通報システム	14	△	△	△	△	△	△							
岩出市緊急通報体制等整備事業	14	△	△					△	△			△		
岩出市避難行動要支援者支援制度	14	○	○	△	△	△	△	○	○	△	△	○	△	△
岩出市重度身体障害者住宅改造助成制度事業	15	△	△											
身体障害者補助犬の給付	15	○	○	△	△	△	△							
駐車禁止除外指定車標章の交付	15	△	△	△	△			○	○			○		
郵便等による不在者投票	16	△	△	△										
NTT電話番号の無料案内	16	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○
自立支援給付(障害福祉サービス)	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地域生活支援事業	19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
所得税、住民税の所得控除	23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
相続税における障害者控除	23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
個人事業税の非課税	23	△	△	△										
ゴルフ場利用税の非課税	23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
軽自動車税及び自動車税の減免	24	○	○	△	△	△	△	△	△			△		
旅客鉄道株式会社(JR)の運賃割引	26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
航空運賃の割引	26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
バス乗車運賃の割引	26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△
タクシー料金の一部助成	27	○	○					○	○			○		
タクシー料金の割引	27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
NHK受信料の減免	27	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
有料道路通行料金の割引	28	△	△	△	△	△	△	△	△					
携帯電話基本使用料等の割引	28	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩出市巡回バス優待事業	29	○	○	○				○	○	○	○	○	○	
保育料等の減免	29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ふれあい収集	30	△	△	△				○	○	○	○	○	○	

目 次

相談の窓口	P1
からだの不自由な人たちのために 身体障害者手帳の交付	P3
知的機能の発達に障害のある人たちのために 療育手帳の交付	P4
精神に障害のある人たちのために 精神障害者保健福祉手帳の交付	P5
医療の給付	
1. 重度心身障害児者医療費助成制度	P6
2. ひとり親家庭等医療費助成制度	P6
3. 自立支援医療（更生医療）（18歳以上）	P7
4. 自立支援医療（育成医療）（18歳未満）	P7
5. 自立支援医療（精神通院）	P8
手当・年金・貸付等の諸制度	
1. 手当及び年金制度	
（1） 特別障害者手当	P9
（2） 障害児福祉手当	P9
（3） 心身障害児等在宅扶養手当	P10
（4） 特別児童扶養手当	P10
（5） 児童扶養手当	P11
（6） 産科医療特別給付事業	P11
（7） 国民年金（障害基礎年金）	P11
（8） 厚生年金（障害厚生年金）	P12
2. 心身障害者扶養共済制度	P12
3. 生活福祉資金等の貸付	P12
日常生活・社会生活の充実のために	
1. 補装具費の支給	P13
2. 日常生活用具の給付	P13
3. Net119緊急通報システムについて	P14
4. 岩出市緊急通報体制等整備事業	P14
5. 岩出市避難行動要支援者支援制度	P14
6. 岩出市重度身体障害者住宅改造助成事業	P15
7. 身体障害者補助犬の給付	P15

8. 駐車禁止除外指定車標章の交付	P 15
9. 障害者（児）対象の歯科診療	P 15
10. 郵便等による不在者投票	P 16
11. NTT電話番号の無料案内	P 16
12. 手話通訳者の設置	P 16
13. ヘルプマーク	P 16
障害福祉サービス・児童通所サービス等	P 17
就労の安定のために	
1. 相談の窓口	P 22
税の減免・公共料金の割引等	
1. 税の優遇制度	
(1) 所得税、住民税の所得控除	P 23
(2) 相続税における障害者控除	P 23
(3) 個人事業税の非課税	P 23
(4) ゴルフ場利用税の非課税	P 23
(5) 軽自動車税及び自動車税の減免	P 24
2. 旅客運賃等の割引	
(1) 旅客鉄道株式会社（JR）の運賃割引	P 26
(2) 航空運賃の割引	P 26
(3) バス乗車運賃（普通運賃）の割引	P 26
(4) 市福祉タクシー（タクシー料金の一部助成）	P 27
(5) タクシー料金の割引	P 27
3. NHK受信料の減免	P 27
4. 有料道路通行料金の割引	P 28
5. 携帯電話基本使用料等の割引	P 28
6. 岩出市巡回バス優待事業	P 29
7. 保育料等の減免	P 29
8. ふれあい収集	P 30

相 談 の 窓 口

障害のある人たちのいろいろな相談を受けたり、必要な援助、措置等を行っています。例えば障害者手帳の交付を受けたいとき、義肢や車椅子が必要なとき、施設に入所したいとき又は日常生活や社会活動を行ううえで困っている場合は、いつでも相談できます。

那賀振興局 健康福祉部 総務福祉課

岩出市高塚209

TEL 61-0023 FAX 61-0013

岩出市役所 生活福祉部 社会福祉課（障害者虐待防止センター）

岩出市西野209

TEL 62-2141 FAX 61-1632

岩出障害児者相談・支援センター

岩出市東坂本6番地の1

TEL 63-1622 FAX 63-1644

1. 和歌山県障害児者サポートセンター

医学的、心理学的、職能的な専門分野の判定及び更生相談を行い、適時に各地で巡回相談を実施し、地理的条件の不便な重度の障害者に対しては、訪問診査も行っています。また、高次脳機能障害支援普及事業拠点機関として、高次脳機能障害に関する普及を行うとともに、相談支援業務を行っています。

和歌山市毛見1437-218

TEL 073-445-7314 FAX 073-446-0036

2. 児童相談所

児童のあらゆる問題について、家庭その他からの相談に応じ、必要があれば、調査又は専門員による判定に基づいて、その児童に最も適した措置等を行っています。

和歌山市毛見1437-218（和歌山県障害児者サポートセンター内）

TEL 073-445-5312 FAX 073-445-3770

3. 和歌山県精神保健福祉センター

精神保健福祉に関する総合的技術センターとして、保健所や地域の関係機関に対する技術協力や、教育研修、広報普及、調査研究、精神保健福祉相談、組織育成を行っています。

和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛2階

TEL 073-435-5194 FAX 073-435-5193

4. 和歌山県発達障害者支援センター ポラリス

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害児者に関する相談支援、療育支援等を行っています。

和歌山市葵町3-25

TEL 073-413-3200 FAX 073-413-3020

5. 相談員

別表1の相談員は、市から委託を受けて地域の身体障害者、知的障害者、障害児の更生援護に関する各種の相談に応じるとともに、関係機関の業務に対する協力や地域活動の中心となっています。お気軽にご相談ください。

別表1

身体障害者相談員名簿

(令和8年4月1日～令和10年3月31日)

	氏 名	住 所	電 話 番 号
肢体不自由相談員	うえだ えいこ 上田 榮子	岩出市大町135番地	090-3844-5435
肢体不自由相談員	おおはば さだゆき 大巾 定幸	岩出市荊本230番地の9	090-1679-2378
視覚障害相談員	うえだ まさひろ 上田 正博	岩出市宮117番地の42	0736-63-1180
視覚障害相談員	いうら ちえこ 井浦 千恵子	岩出市山崎270番地の24	090-9097-5898
聴覚障害相談員	さんどう こうじ 山東 浩二	岩出市中黒5番地の16	FAX 0736-62-6155
聴覚障害相談員	なかむら ゆり 中村 有里	岩出市西国分279番地	FAX 0736-62-3704

知的障害者相談員名簿

(令和8年4月1日～令和10年3月31日)

	氏 名	住 所	電 話 番 号
知的障害者相談員	きたに ひろこ 佐谷 浩子	岩出市西国分164番地の1	0736-62-8724
知的障害者相談員	ほりうち よしとし 堀内 善敏	岩出市中迫86番地	0736-62-4007

からだの不自由な人たちのために

——— 身体障害者手帳の交付 ———

身体障害者手帳の交付を受けた方は、身体障害者福祉法等に基づくいろいろな援護の措置が受けられます。

1. 認定される障害

認定の対象となる障害は、以下の5種類です。

- ① 視覚障害
- ② 聴覚又は平衡機能障害
- ③ 音声・言語又はそしゃく機能障害
- ④ 肢体不自由（上肢・下肢・体幹機能障害等）
- ⑤ 内部障害（心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫）

2. 障害程度の区分

1級（重度）から6級（軽度）までの6段階の区分で認定されます。

※ 等級及び障害の種類に応じて、援護の内容が異なります。

3. 身体障害者手帳の申請方法

次の必要書類を添えて、社会福祉課へ申請してください。

- ①申請書 ②診断書（所定の診断書で指定医師が作成したもの）
- ③写真1枚（上半身、正面、脱帽、サイズは縦3cm×横2.5cm）
- ④マイナンバー確認書類及び本人確認書類

※ 所定の診断書・申請書は、社会福祉課にあります。申請の際は事前にご相談ください。

4. 身体障害者手帳の交付を受けた後、次の事由が生じた場合は、必ず届け出てください。

（届出事由）

（届出に必要なもの）

- （1）居住地・氏名を変更した場合 ①身体障害者手帳
- （2）障害程度が変わった場合 ①身体障害者手帳 ②写真 ③診断書
- （3）手帳を紛失・破損した場合 ①写真 ②身体障害者手帳（破損のみ）
③紛失届（紛失のみ）
- （4）手帳の交付を受けた方が死亡した場合 ①身体障害者手帳

（問い合わせ）

岩出市役所 社会福祉課

TEL 62-2141 内線 387

和歌山県障害児者サポートセンター内 障害者支援課

TEL 073-445-7314

知的機能の発達に障害のある人たちのために

療育手帳の交付

知的障害者（児）とその保護者の方への療育の指導、知識の普及、援護の措置などの利便に役立てるために療育手帳を交付しています。

1. 療育手帳の申請方法

次の必要書類を添えて、社会福祉課へ申請してください。

申請後、和歌山県障害児者サポートセンターでの障害程度の判定を受けます。

①申請書 ②診断書（18歳未満）

③療育手帳の交付（新規）申請にかかる相談票（18歳未満）④相談調査票（18歳以上）

⑤写真1枚（上半身、正面、脱帽、サイズは縦3cm×横2.5cm）

⑥マイナンバー確認書類及び本人確認書類

2. 障害程度の区分

A1..... 最重度、 A2..... 重度、 B1..... 中度、 B2..... 軽度

3. 療育手帳の交付を受けた後、次の事由が生じた場合は、必ず届け出てください。

（届出事由） （届出に必要なもの）

（1） 再判定の場合 ①写真 ②療育手帳

療育手帳に次回の判定時期が指定された場合は、その指定された時期までに再判定を受けてください。

再判定を受けるためには、社会福祉課へ更新申請をしてください。

（判定時期のおおむね1か月前）

※ 判定時期を過ぎますと、諸制度を受けるうえで支障がでますのでご注意ください。

（2） 本人又は保護者の居住地・氏名変更等の場合 ①療育手帳

（3） 手帳を紛失・破損した場合 ①写真 ②療育手帳（破損のみ）

③紛失届（紛失のみ）

（4） 手帳の交付を受けた方が死亡した場合 ①療育手帳

〈問い合わせ〉

岩出市役所 社会福祉課

TEL 62-2141 内線 321

那賀振興局 健康福祉部 総務福祉課

TEL 61-0023

和歌山県障害児者サポートセンター内 障害者支援課

TEL 073-445-7314

精神に障害のある人たちのために

——— 精神障害者保健福祉手帳の交付 ———

精神障害のため、日常生活や社会生活に制約がある方が対象です。障害の程度により１級、２級、３級の３等級があります。手帳の有効期限は２年で、更新の手続きは手帳の有効期限の日の３ヶ月前から可能です。

１．精神障害者保健福祉手帳の申請方法

次の必要書類を添えて、社会福祉課へ申請してください。

①所定の申請書

②次のア、イ、ウのいずれかの添付書類

ア．所定の医師の診断書（精神障害と診断された日から６ヶ月以上経過したもの）

イ．障害年金の年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む）
及び直近の年金振込通知書又は年金支払通知書

ウ．特別障害者給付金受給資格者証（特別障害者給付金支給決定通知書）及び直近の国庫金振込通知書（国庫金送金通知書）

③写真１枚（上半身、正面、脱帽、サイズは縦４cm×横３cm）

④マイナンバー確認書類及び本人確認書類

※ 所定の申請書、診断書は社会福祉課にあります。申請の際は事前にご相談ください。

２．障害程度の区分

精神障害者保健福祉手帳には、障害の重い順に１級、２級、３級までの区分があります。

３．精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた後、次の事由が生じた場合は、必ず届け出てください。

（届 出 事 由）

（届出に必要なもの）

- （１） 更新の場合 上記の①～③の必要書類等に加え、
精神障害者保健福祉手帳が必要です。

更新を受けるためには、社会福祉課へ更新申請をしてください。

（更新の手続きは手帳の有効期限の日の３ヶ月前から可能です。）

※ 更新時期を過ぎますと、諸制度を受けるうえで支障がでえますのでご注意ください。

- （２） 本人の居住地・氏名変更等の場合 ①精神障害者保健福祉手帳
- （３） 手帳を紛失・破損した場合 ①写真
②精神障害者保健福祉手帳（破損のみ）
- （４） 手帳の交付を受けた方が死亡した場合 ①精神障害者保健福祉手帳

〈問い合わせ〉

岩出市役所 社会福祉課

TEL ６２－２１４１ 内線 ３２０

和歌山県精神保健福祉センター

TEL ０７３－４３５－５１９４

医 療 の 給 付

1. 重度心身障害児者医療費助成制度

重度心身障害児者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図るために保険診療の自己負担分を助成する制度です。

〈対 象 者〉 岩出市に住所を有する身体障害者手帳１級・２級・３級・４級の一部、療育手帳Ａ１・Ａ２の認定を受けている方、障害年金１級・２級受給者、又は特別児童扶養手当の支給要件児童、精神障害者保健福祉手帳１級又は２級の交付を受けている方。
※ ただし、平成１８年８月１日以降６５歳以上で新たに資格要件を得た方、及び生活保護法の規定による保護を受けている方は除く。

〈支給要件〉 （１）健康保険に加入していること。
（２）本人、配偶者及び扶養義務者の前年所得が一定額以下であること。

※ 保険診療の対象とならない医療費、入院時の食事代、差額ベッド代等は、助成の対象となりません。

〈申請に必要なもの〉 ①身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、年金証書、特別児童扶養手当証書など
②マイナ保険証または健康保険資格確認書
③本人、配偶者、扶養義務者の所得証明書、もしくは、本人、配偶者、扶養義務者のマイナンバー確認書類及び本人確認書類

〈申請窓口〉 社会福祉課 TEL ６２－２１４１ 内線 ３２０

2. ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等の健康の保持及び増進を図り、福祉の向上に資するために保険診療の自己負担分を助成します。また、岩出市に住民登録をしていて次に該当する児童とその保護者の方、両親のいずれかが重度の障害者である家庭等についても助成します。

〈対 象 者〉 （１）「児童」とは、１８歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にある方をいう。
（２）「ひとり親家庭等」とは、配偶者のない男子又は女子が児童を扶養する家庭をいう。
（３）父又は母が一定の障害状態にある家庭の母又は父とその者が扶養する児童。
※ ただし、生活保護法の規定による保護を受けている方は除く。

〈支給要件〉 （１）健康保険に加入していること。
（２）本人及び扶養義務者の前年所得が一定額以下であること。

〈申請に必要なもの〉 ①マイナ保険証または健康保険資格確認書
②民生委員・児童委員の証明（必要な方のみ）
③各種障害者手帳、障害者年金の年金証書など④本人、扶養義務者の所得証明書、もしくは、本人、扶養義務者の個人番号（マイナンバー）カード

※ 保険診療の対象とならない医療費、入院時の食事代、差額ベッド代等は対象となりません。

※ 児童が児童福祉施設に入所している場合は、対象となりません。

〈申請窓口〉 子ども家庭課（総合保健福祉センター内） TEL ６７－６３２４

3. 自立支援医療（更生医療）（18歳以上）

身体の不自由な方が職業能力を増進したり、日常生活を容易にするための身体上の障害を軽減する手術等の医療が指定医療機関で必要と認められたときに医療費の支給を行います。ただし、本人、配偶者及び扶養義務者の市民税額に応じて自己負担があります。＊原則的に身体障害者手帳との同時の申請は認められません。

〈更生医療の例〉

視覚障害	網膜剥離手術、水晶体摘出手術、虹彩切除術、角膜移植術
聴覚障害	形成術、穿孔閉鎖術
言語障害	形成術、歯科矯正
肢体不自由	形成術、人工関節置換術等
心臓障害	ペースメーカー埋込み手術、弁口・心室心房中隔に対する手術
じん臓障害	人工透析療法、腎臓移植術（抗免疫療法を含む）
肝臓障害	肝臓移植術（肝臓移植術後抗免疫療法を含む）
小腸障害	中心静脈栄養法
免疫障害	抗 HIV 療法、免疫調節療法、その他 HIV 感染症に対する治療

〈申請に必要なもの〉

- ①所定の申請書 ②身体障害者手帳 ③マイナ保険証または健康保険資格確認書
- ④所定の診断書
- ⑤前年分の年金収入額がわかるもの（年金振込通知書、年金支払通知書、通帳など）
- ※ ⑤は障害年金、遺族年金を受給されている方のみ必要
- ⑥特定疾病療養費受療証（人工透析を受けている方のみ）

〈申請窓口〉 社会福祉課 TEL 62-2141 内線 323

4. 自立支援医療（育成医療）（18歳未満）

身体に障害がある児童（18歳未満）又は、現存する疾病を放置すれば将来において障害を残すと認められ、確実な治療効果が期待できる場合、指定の育成医療機関の医師が手術等を行うことにより確実な治癒効果が認められる方を対象に医療費の支給を行います。

〈申請に必要なもの〉

- ①所定の申請書 ②マイナ保険証または健康保険資格確認書 ③所定の診断書

〈申請窓口〉 社会福祉課 TEL 62-2141 内線 323

5. 自立支援医療（精神通院）

精神疾患のために通院医療を受けるときに、医療費の自己負担額を軽減する制度です。申請により、指定の医療機関にて精神障害に関する通院医療を受けた場合、自己負担額が1割となり、所得に応じて自己負担上限月額が決められています。受給者証の有効期限は1年で、更新の手続きは受給者証の有効期限の日の3ヶ月前から可能です。

〈申請に必要なもの〉

- ①所定の申請書 ②所定の医師の診断書
- ③マイナ保険証または健康保険資格確認書
- ④前年分の年金収入額がわかるもの（年金振込通知書、年金支払通知書、通帳など）
- ※ ④は障害年金、遺族年金を受給されている方のみ必要

○自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受けた後、次の事由が生じた場合は、必ず届け出てください。

（届出事由）

（届出に必要なもの）

- （1）更新の場合 上記①～④の必要書類に加え、自立支援医療（精神通院）受給者証が必要です。

※ ②については前回の申請時と治療方針の変更がない場合は、診断書の提出は不要で、2年に1度の提出になります。

更新を受けるためには、社会福祉課へ更新申請をしてください。

（更新の手続きは受給者証の有効期限の日の3ヶ月前から可能です。）

※ 更新時期を過ぎますと、諸制度を受けるうえで支障がでてきますのでご注意ください。

- （2）本人の居住地・氏名・健康保険証・

医療機関等を変更する場合 ①自立支援医療受給者証

②マイナ保険証または健康保険資格確認書

- （3）受給者証を紛失した場合 ①マイナ保険証または健康保険資格確認書

- （4）受給者証の交付を受けた方が死亡した場合 ①自立支援医療受給者証

〈申請窓口〉 社会福祉課 TEL 62-2141 内線 320

——— 手当・年金・貸付等の諸制度 ———

1. 手当及び年金制度

(1) 特別障害者手当（国制度）

支 給 要 件	20歳以上の在宅の方で、重度の重複障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方
認 定 基 準	重度の障害が重複している方及びこれに準ずる方（医師が作成した所定の診断書に基づいて判定します。）
支 給 制 限	①本人、配偶者及び扶養義務者の所得が一定額以上の場合 ②施設に入所しているとき又は病院等に3か月以上継続して入院している場合
受 給 資 格 者	障害者本人
支 給 額	月額 30,450円
支 給 月	5月・8月・11月・2月（年4回）
申請に必要なもの	①所定の申請書 ②身体障害者手帳又は療育手帳 ③所定の診断書 ④前年分の年金収入額がわかるもの ⑤戸籍謄本 ⑥振込先の銀行等の通帳
申 請 窓 口	社会福祉課 TEL 62-2141 内線 324

(2) 障害児福祉手当（国制度）

支 給 要 件	20歳未満の方で、日常生活において常時特別の介護を必要とする重度の障害がある児童
認 定 基 準	身体障害者手帳1級・2級（一部）及び療育手帳A1の認定を受けた方又はこれに準ずる障害を有する方
支 給 制 限	①扶養義務者の所得が一定額以上の場合 ②施設に入所している場合（通園施設は除く）
受 給 資 格 者	障害児（者）本人
支 給 額	月額 16,560円
支 給 月	5月・8月・11月・2月（年4回）
申請に必要なもの	①所定の申請書類 ②身体障害者手帳又は療育手帳 ③戸籍謄本 ④所定の診断書 ⑤振込先の銀行等の通帳
申 請 窓 口	社会福祉課 TEL 62-2141 内線 324

(3) 心身障害児等在宅扶養手当（市制度）

支 給 要 件	20歳未満で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害児又は障害者総合支援法の対象疾患のある難病児（以下「障害児等」という。）
支 給 制 限	①受給資格者及びその配偶者の所得が一定額以上の場合（特別児童扶養手当の所得基準に準ずる） ②障害児等が施設に入所している場合（通園施設は除く） ③障害児等が障害児福祉手当を受給している又は受給資格者が特別児童扶養手当を受給している場合
受 給 資 格 者	市内に住所を有し、障害児等を監護している方（保護者）
支 給 額	月額 5,000円
支 給 月	4月・8月・12月（年3回）
申請に必要なもの	①所定の申請書類 ②身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者総合支援法の対象疾患であることが確認できるもの ③保護者の銀行等の通帳
申 請 窓 口	社会福祉課 TEL 62-2141 内線 321

(4) 特別児童扶養手当（国制度）

支 給 要 件	中程度以上の障害のため日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童をその父若しくは母が監護しているとき、又は父母以外の者が養育しているとき。（障害程度は、所定の診断書により判定します。）
支 給 制 限	①本人、配偶者及び扶養義務者の所得が一定額以上の場合 ②児童が施設に入所している場合（通園施設は除く） ③支給対象児童が障害を事由とする公的年金を受けている場合
受 給 資 格 者	上記児童を監護している父、母又は父母以外で上記児童を養育している方
支 給 額	障害児一人につき月額 1級認定 58,450円 2級認定 38,930円
支 給 月	4月・8月・12月（年3回）
申請に必要なもの	①所定の認定請求書 ②戸籍謄本（請求者と対象児童のもの） ③住民票（状況により世帯全員分が必要となります。） ④各種障害者手帳 ⑤所定の診断書（省略できる場合があります。） ⑥受給者名義の銀行等の通帳
申 請 窓 口	社会福祉課 TEL 62-2141 内線 324

※12月期の手当は、所得状況届の審査が終わっている場合、11月期に受け取ることができます。

(5) 児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚、父母の死亡等のために父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで。一定の障害の状態にある場合は20歳未満まで）を監護又は養育している方に支給されます。また、父または母が一定の障害状態にある場合についても支給されます。

〈受給資格者〉

支給対象児童を監護している父母又は養育者（父または母以外で児童と同居して監護し、生計を維持している者）

〈支給月額〉 令和8年4月～令和9年3月分

	全部支給	一部支給
児童扶養手当	48,050 円	48,040 円～11,340 円
児童扶養手当(第2子以降加算額)	11,350 円	11,340 円～5,680 円

〈支給制限〉

- ① 日本国内に住所を有しないとき
- ② 児童福祉法による里親に委託されているとき
- ③ 児童福祉施設に入所しているとき
- ④ 前年の所得が一定限度額以上であるとき

〈請求及び問い合わせ〉 子ども家庭課（総合保健福祉センター内） TEL 67-6324

(6) 産科医療特別給付事業

令和3年12月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった児等のうち、令和4年1月改定基準に相当する給付対象の基準を満たす場合に、特別給付金を特例的に支給します。

〈給付対象の3つの基準〉

- ① 平成21年以降平成26年末日までに、在胎週数28週以上33週未満で出生した児、または在胎週数33週以上かつ2,000g未満で出生した児
平成27年以降令和3年末日までに、在胎週数28週以上32週未満で出生した児、または在胎週数32週以上かつ1,400g未満で出生した児
- ② 先天性要因および新生児期の要因によらない脳性麻痺であること ※児が生後6カ月未満で死亡した場合は、給付の対象としない
- ③ 身体障害者障害程度等級1級または2級相当の脳性麻痺であること

〈申請期間〉 令和7年1月10日から令和11年12月31日まで

〈問い合わせ〉 産科医療特別給付事業専用コールセンター TEL 0120-299-056

(7) 国民年金（障害基礎年金）

国民年金に加入している間（過去に加入していた60歳以上65歳未満の方を含む）に事故若しくは疾病によって重度障害の状態になった場合に支給されます。

なお、20歳前の事故若しくは疾病によって重度障害の状態になった場合は、20歳から支給されます。

1級障害 …… 年額 1,059,125円 2級障害 …… 年額 847,300円 〈令和8年度〉

〈請求及び問い合わせ〉 保険介護課 TEL 62-2141 内線 192・193

(8) 厚生年金（障害厚生年金）

厚生年金の被保険者期間中に事故又は疾病によって重度障害の状態になった場合、障害基礎年金に上乗せして支給されます。

〈請求及び問い合わせ〉

和歌山東年金事務所 和歌山市太田 3-3-9 TEL 073-474-1841

2. 心身障害者扶養共済制度（県制度）

心身障害者（児）の保護者（申込者）が死亡した場合、又は重度障害者になった場合に、残された障害者（児）に終身一定額の年金を支給することで、障害者（児）の生活の安定と福祉の増進に資することを目的とした制度です。

対 象 と な る 障 害 者 の 範 囲	(1) 知的障害のある方 (2) 身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する方 (3) 精神又は身体に永続的な障害のある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が(1)又は(2)と同程度と認められる方。
加 入 で き る 保 護 者	加入年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満で、特別の疾病又は障害がなく生命保険契約の対象となる健康状態にある方 ※障害のある方1人に対して、加入できる保護者は1人です。
年 金 額	1口加入 月額 20,000円 2口加入 月額 40,000円
掛 金	掛金額は、加入時の年齢により異なります。支払は月払い。
申 請 に 必 要 な も の	①申込書、住民票の写し、申込者（被保険者）告知書等所定の書類 ②心身障害者（児）の障害の種類及び程度を証明する書類（身体障害者手帳、療育手帳及び年金証書等）③年金管理者指定届書（障害のある方が年金を管理するのが困難なとき）

〈申請及び問い合わせ〉 社会福祉課 TEL 62-2141 内線 388

3. 生活福祉資金等の貸付

この貸付金制度は借受人が民生委員・児童委員の助言指導を得ながら自立できる世帯などで、自立に必要な資金を他から借りることが困難な方（主に世帯主）に貸し付ける制度です。

※ 貸付制度を受けるには、所得制限等条件がありますので詳しいことは岩出市社会福祉協議会までご相談ください。

〈問い合わせ〉 岩出市社会福祉協議会

岩出市金池92 総合保健福祉センター内 TEL 63-3246

日常生活・社会生活の充実のために

1. 補装具費の支給

身体上の障害を補うための補装具の購入及び修理に要する費用の支給を行います。

〈補装具の種類〉

視覚障害者…………… 盲人用安全杖、義眼、眼鏡、弱視眼鏡など

聴覚障害者…………… 補聴器

肢体不自由者…………… 義肢（義足、義手）、装具、座位・起立保持具、車椅子、電動車椅子、
歩行器、歩行補助杖（1本杖を除く）

意思伝達装置（言語障害、他重複障害）

※ 補装具費の支給には、社会福祉課による聴き取り、和歌山県障害児者サポートセンターの判定を受けていただく場合があります。

※ 車椅子、歩行器、歩行補助杖については介護保険の保険給付を受けている方は、介護保険から給付となります。

※ 原則要する費用の1割が自己負担となります。（所得制限あり）

下記の書類を添えて社会福祉課へ申請してください。 TEL 62-2141 内線 323

①所定の申請書類 ②身体障害者手帳 ③補装具費給付に係る見積書

2. 日常生活用具の給付

障害児・者または難病等の方の自宅での日常生活を容易にするため生活用具の給付等を行います。

※ 原則要する費用の1割が自己負担となります。（所得制限あり）

※ 障害内容、等級によって用具の給付が制限されますので、詳しくは社会福祉課までお問い合わせください。

〈福祉用具の種類〉

介護・訓練支援用具…………… 特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす（児童のみ）、訓練用ベッド（児童のみ）

自立生活支援用具…………… 入浴補助用具、便器、T字状・棒状の杖、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置

在宅療養等支援用具…………… 透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ポンプ運搬車、視覚障害者用体温計（音声式）、視覚障害者用体重計、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、自家発電機、ポータブル電源（蓄電池）、カーインバーター

情報・意思疎通支援用具…………… 携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用時計、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、人工喉頭、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、点字図書、地デジ対応ラジオ

排泄支援用具…………… ストマ装具、紙おむつ等

住宅改修費…………… 運動機能障害を有する身体障害者手帳3級以上の在宅身体障害者（児）に段差解消や手すりの設置など比較的小規模な住宅改修に対して補助

を行います。（上限20万円）

※ 特殊寝台、特殊マット、体位変換器、歩行支援用具、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具、住宅改修費等の品目については、介護保険の保険給付を受けている方は、介護保険からの給付となります。

〈申請方法〉

下記の必要書類を添えて社会福祉課へ申請してください。TEL 62-2141 内線 323

①所定の申請書類 ②各種障害者手帳または指定医療費（指定難病）受給者証

3. Net119緊急通報システムについて

聴覚又は音声・言語機能障害者が消防署への緊急通報（火災、救急等の通報）が必要となったとき、携帯電話等インターネット接続機能を利用して通報できるシステムです。（事前登録が必要です。）その他の緊急通報の方法として、ファックスでの通報も利用できます。

〈利用できる方〉 聴覚又は音声・言語機能障害者で緊急連絡の際、音声による通報が困難な方。

〈申請及び問い合わせ〉

那賀消防組合消防本部 警防課通信指令室 FAX 62-1906 TEL 61-1791

4. 岩出市緊急通報体制等整備事業

ひとり暮らしの重度心身障害者及び高齢者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害時に迅速かつ適切な対応を図ります。

〈対象者〉 ①ひとり暮らしの重度心身障害者

②65歳以上のひとり暮らし高齢者及び昼間ひとり暮らし高齢者

③65歳以上の高齢者世帯

〈申請方法〉 下記の必要書類を添えて保険介護課へ申請してください。

①所定の申請用紙 ②身体障害者手帳・療育手帳 等

〈問い合わせ〉 保険介護課 TEL 62-2141 内線 329

5. 岩出市避難行動要支援者支援制度

災害時の避難について支援が必要な方に事前に登録していただき、避難支援等関係者に名簿の形で情報を提供する制度です。名簿情報の提供を行うことで、日常からの見守りや声かけ、災害時の安否確認や避難支援等へつなげていくことを目的にしています。

〈対象者〉 岩出市において自宅で生活する方で次に該当する方

・要介護3～5の認定を受けている方

・身体障害者（児）手帳1・2級を所持する方

・療育手帳Aを所持する方（児）

・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方

・指定難病、特定疾患等の疾病による自宅療養者（児）で、自力避難が困難な方

・その他、災害時に自力で避難することが困難と思われる方

〈申請方法〉 情報提供に同意し個別避難計画を作成される方には、「岩出市避難行動要支援者登録同意書兼個別避難計画書」をお渡ししますので、必要事項を記入のうえ、市役所保険介護課へ提出してください。（郵送可）

〈問い合わせ〉 保険介護課 TEL 62-2141 内線 329

6. 岩出市重度身体障害者住宅改造助成事業

在宅重度身体障害者の居住環境整備を促進し、日常生活の利便を向上させるために日常生活の基礎となる住宅を改造する者に対し、その必要な経費の一部の助成を行います。

〈助成対象者〉 ①下肢又は体幹の機能障害の程度が1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯（前年分の市町村民税非課税世帯に限る）に属する者で住宅を改造するのに必要な経費を負担するものとします。ただし、65歳以上の方は、介護保険の住宅改修及び岩出市高齢者居宅改修補助事業が優先されます。

②身体障害者手帳に障害名がじん臓機能障害として記載されているものが属する世帯で在宅血液透析に係る機器を作動させるために電気工事及び給排水工事に必要な経費を負担するものとします。

〈助成額〉 1世帯当たりの助成対象額は、60万円又は助成対象経費に係る実支出額のいずれか低い方の額とし、生活保護世帯である場合は10分の10を、その他の世帯の場合は3分の2を助成します。

（ただし、介護保険支給額または住宅改修費給付額を控除する。）

〈申請方法〉 下記の必要書類を添えて社会福祉課へ申請してください。

①所定の申請書類 ②身体障害者手帳 ③助成対象経費に係る見積書

④現況の写真 ⑤住宅改造箇所を示す平面図

※ 手すり取付、床段差解消、滑り防止、引き戸等への扉の取替、洋式便器等への便器取替等簡易なもので20万円未満のものは、日常生活用具の給付による住宅改修費としての給付となります。

（下肢、体幹3級以上）

〈問い合わせ〉 社会福祉課 TEL 62-2141 内線 323 FAX 61-1632

7. 身体障害者補助犬の給付（県制度）

身体障害者の社会参加と自立更生を促進するために、補助犬の給付を行っています。

〈対象者〉 盲導犬 視覚障害1級の身体障害者手帳所持者

介助犬 肢体障害1級の身体障害者手帳所持者

聴導犬 聴覚障害2級以上の身体障害者手帳所持者

身体障害者補助犬を使用することにより社会参加が見込まれる方（選考あり）

〈給付方法〉 概ね40日間（聴導犬は10日間）補助犬とともに訓練を受けた後に給付します。

〈申請及び問い合わせ〉 社会福祉課 TEL 62-2141 内線 388

8. 駐車禁止除外指定車標章の交付

身体障害者手帳の交付を受けている歩行困難な方が使用している車両、又は歩行困難な方のためにその家族が使用している車両については、申請によって駐車禁止除外車両として「駐車禁止除外指定車標章」の交付を受けられる場合があります。詳しくは、最寄りの警察署までお問い合わせください。

〈問い合わせ〉 岩出警察署 交通課 TEL 63-0110

9. 障害者（児）対象の歯科診療

一般歯科医院での受診が困難な障害者（児）を対象に歯科診療を行っています。

〈医療機関〉 和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター
和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛1階 TEL 073-435-5190
〈診療時間〉 毎週木曜日、日曜日 10:00～16:00
※ 診療については、事前にセンターへ確認して予約してください。

10. 郵便等による不在者投票

身体の重い障害などにより投票所に行けない方が、郵便等により自宅等で投票する制度です。

〈対象者〉 ①両下肢・体幹・移動機能障害で身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方
②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害で身体障害者手帳1級・3級の交付を受けている方
③免疫、肝臓の障害で身体障害者手帳1級・2級・3級の交付を受けている方
〈投票方法〉 あらかじめ選挙管理委員会に申請して「郵便等投票証明書」の交付を受け、選挙の際には、選挙期日の4日前までに投票用紙と封筒を選挙管理委員会に請求してください。
送付された投票用紙に記載し、郵便により返送してください。
〈申請及び問い合わせ〉 岩出市選挙管理委員会 TEL 62-2141

11. NTT電話番号の無料案内（ふれあい案内）

視覚や上肢等の障害で電話帳のご利用が困難な方、知的障害や精神障害のある方が事前に登録することで電話番号案内104が無料でご利用できるサービスです。

〈対象者〉
①身体障害者手帳を所持し、次のいずれかの障害のある方
・視覚障害者 1級～6級
・肢体不自由
（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害） 1級・2級
・聴覚障害者 2級・3級・4級・6級
・音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害者 3級・4級
②療育手帳をお持ちの方
③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
〈申請及び問い合わせ〉
NTT西日本ふれあい案内担当 TEL 0120-104174 FAX 0120-104134
受付時間 午前9時～午後5時（土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く）

12. 手話通訳者の設置

市役所内に手話通訳者を設置しています。市役所内で手話通訳が必要な方は、社会福祉課へお越しください。

13. ヘルプマーク

外見からはわかりづらい障害等のある人が周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせることができる「ヘルプマーク」を交付します。

〈対象者〉 義足を使用している方、内部障害や難病の方など、援助や配慮を必要としている方
〈申請及び問い合わせ〉 社会福祉課 TEL 62-2141 内線 387

障害福祉サービス・児童通所サービス等

さまざまな福祉サービス等によって、総合的に障害者の地域での自立した生活を支援します。

○障害福祉サービス

・介護給付

居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害、精神障害により行動上著しい困難を有する方で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人が外出する時、必要な情報提供や介護を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間の入浴、排せつ、食事の介護等を行い、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

・訓練等給付

自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメント手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型＝雇用型 B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。

○障害福祉サービス・児童通所サービスにおける利用者負担額及び負担上限月額

障害福祉サービス・児童通所サービスの利用者負担額は、原則として一割負担となります。

ただし、下記の所得区分に応じて負担上限月額が設定されています。ひと月の自己負担額が設定された負担上限月額に達すると、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、１８歳以上の障害者は障害のある方とその配偶者、児童は保護者の属する住民基本台帳での世帯です。

区 分	世帯の収入状況	負担上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	０円
低 所 得	市町村民税非課税世帯	０円
一 般	市町村民税課税世帯	３７，２００円

○利用者負担の軽減

下記の要件に該当される方が福祉サービスを利用する場合、負担上限月額軽減の対象となります。

〈１８歳以上〉

一般区分で、所得割１６万円未満の世帯の方は、利用者負担の上限額が軽減されます。

所 得 区 分	負担上限額（月額）
一般（所得割１６万円未満）	９，３００円

※本人と配偶者の市町村民税所得割額の合計額

〈１８歳未満〉

一般区分で、市町村民税所得割２８万円未満の世帯の児童が、居宅・通所・入所サービスのいずれかを利用した場合、利用負担の上限額が軽減されます。

所 得 区 分	負担上限額（月額）
一般（所得割２８万円未満）	居宅・通所サービス４，６００円／入所サービス９，３００円

※保護者の属する住民基本台帳での世帯の市町村民税所得割額の合計額

※満３歳になって初めての４月１日から３年間は、児童発達支援事業等の利用者負担が無償となります。

○地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域や利用者の実情に応じて市と都道府県が協力して実施する事業です。障害者の地域における生活を支えるさまざまな事業を行います。

・相談支援事業

岩出市障害児者相談支援事業では、地域での生活になんらかのハンディキャップのある方やそのご家族、地域の方々よりの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービス利用のための支援を行います。また、障害者等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行います。相談は、電話相談、面談（要予約）、訪問（要予約）にて受け付けています。相談料は無料です。

〈受付時間〉 月曜日～金曜日 9：00～17：30

〈問い合わせ〉 岩出障害児者相談・支援センター TEL 63-1622

FAX 63-1644

メールアドレス bloomplace711@yahoo.co.jp

・地域活動支援センター事業

創作的活動、生産活動の機会を提供し社会との交流の促進等を図り、地域生活の支援を行います。

〈開所時間〉 月曜日～金曜日 10：00～17：00

〈問い合わせ〉 岩出障害児者相談・支援センター TEL 63-1622

FAX 63-1644

・意思疎通支援事業（コミュニケーション支援）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思の伝達に支援が必要な方に対して、手話通訳・要約筆記通訳等を派遣する事業などを行います。

・移動支援事業

障害児者の外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。（精神障害、知的障害、全身性障害の方）

・日中短期支援事業

障害児者を介護している家族が、社会的理由又は私的理由により在宅における介護が一時的に困難になった場合、日中活動の場を提供し在宅の障害児者及びその家族の介護の負担の軽減を図ります。

・デイサービス事業

在宅の障害のある方を対象に、創作的活動、機能訓練、一般生活訓練等を通じて自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上等を図ります。18歳以上の方が対象となります。

・訪問入浴サービス事業

全身性障害があり、他の福祉サービスでの入浴支援が困難な市内に住所を有する在宅の身体に障害のある方を対象に、利用者の居宅を訪問し、入浴の介護を行います。

○障害福祉サービスの利用の手続きについて

1. 相 談



受けたいサービスについて市役所または相談支援事業所へ相談。

2. 申 請



市役所に支給申請書等を提出します。

3. 調 査



調査員が、調査に伺います。

4. 審査・判定



調査を基に審査委員会で審査され、市でどのくらいサービスが必要な状態か（障害支援区分）を決定します。

5. 認 定



障害支援区分などが認定されます。

6. サービス利用計画案の作成



障害支援区分や本人の希望を基に、相談支援事業所でサービス利用計画案を作成してもらいます。

7. 決 定



サービス利用計画案を基に、サービスの支給量などを決定し、受給者証を発行します。

8. サービス利用計画



決定されたサービスの支給量の範囲で、相談支援事業者等がサービス利用計画を策定します。

9. サービス利用

計画に沿ってサービスを利用します。サービスの利用には各事業所とサービスの利用契約の締結が必要です。

※ 40歳以上の方で介護保険の給付を受けられる方は、介護保険でのサービスが優先となります。

〈申請及び問い合わせ〉 社会福祉課 TEL 62-2141 内線 321・388
FAX 61-1632

○児童通所サービス

児童発達支援 …………… 療育の観点から集団、個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

医療型児童発達支援 …………… 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた未就学児童を対象に児童発達支援及び治療を行います。

放課後等デイサービス …………… 学校に就学しており、授業の終了後又は休校日に支援が必要と認められた児童を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援 …………… 重度の障害の状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた児童を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

保育所等訪問支援 …………… 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童を対象に集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

※ 福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設への入所は児童相談所にて相談、申請、決定手続きがされます。

就労の安定のために

1. 相談の窓口

○公共職業安定所…………… 障害者の就職や採用についての相談は、公共職業安定所で受け付けています。担当の専門官が配置されていて、就職の斡旋から就職後のアフターケアまで一貫したサービスを実施しています。

・和歌山公共職業安定所…………… 和歌山市美園町5-4-7

TEL 073-425-8609 FAX 073-424-3121

○地域障害者職業センター…………… 障害者に対しては、職業能力の評価をはじめ障害の種類程度に応じた職業相談・指導、さらには就職後のフォローアップに至るまでを、また事業主に対しては、職業管理、作業施設の改善に関する相談・助言などを総合的に実施しています。

・和歌山障害者職業センター…………… 和歌山市太田130-3

TEL 073-472-3233 FAX 073-474-3069

○障害者就業・生活支援センター

働くことを希望する障害のある方に、仕事や生活についての相談・支援を実施しています。また、障害のある方の雇用を考えている事業所に情報提供や支援を行っています。

・岩出紀の川障害者就業・生活支援センター

フロンティア…………… 岩出市東坂本6番地の1

TEL 0736-61-6300

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

税の減免・公共料金の割引等

1. 税の優遇制度

(1) 所得税、住民税の所得控除

①障害者控除 …… 本人、配偶者（同一生計配偶者）若しくは扶養親族が身体障害者手帳（3級～6級）、又は療育手帳（B1・B2）を所持されている場合
精神障害者保健福祉手帳2級・3級を所持されている場合等

②特別障害者控除 …… 本人、配偶者（同一生計配偶者）若しくは扶養親族が身体障害者手帳（1級・2級）、又は療育手帳（A1・A2）を所持されている場合
精神障害者保健福祉手帳1級を所持されている場合等

〈問い合わせ〉 所得税 …… 粉河税務署 TEL 73-3301
住民税 …… 税 務 課 TEL 62-2141 内線 141～144

	所得税（所得控除額）	住民税（所得控除額）
障害者控除	27万円	26万円
特別障害者控除	40万円	30万円

(2) 相続税における障害者控除

障害者の方が相続によって財産を取得した場合、その方が85歳に達するまでの年数に10万円、特別障害者については20万円を乗じた金額を税額から控除します。

※平成28年12月31日以前の相続開始の場合は1年につき6万円、特別障害者は12万円になります。

〈問い合わせ〉 粉河税務署 TEL 73-3301

(3) 個人事業税の非課税

重度の視覚障害者（全盲又は両眼の視力（矯正した場合の視力）が0.06以下の者）が、あんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復、その他の医業に類する事業を行う場合は、その事業に対して事業税が課税されません。

〈問い合わせ〉 紀北県税事務所（那賀総合庁舎内） TEL 61-0067 課税課

(4) ゴルフ場利用税の非課税

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けた方が、ゴルフ場受付窓口で手帳を提示すればゴルフ場利用税は課税されません。

〈問い合わせ〉 和歌山県税事務所（和歌山県庁第2南別館1階）
TEL 073-441-3402 自動車税・間税課

(5) 軽自動車税及び自動車税の減免

自動車等（軽自動車を含む）の所有者（割賦販売の場合は、自動車検査証等の使用者欄に記載された方）、使用者名義が障害者本人になっている自動車等（18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者の場合は、その者と生計を一にする者の名義となっている自動車等）で、①障害者本人が運転する場合、②もっぱら当該障害者等の通学・通院等のためにその者と生計を一にする者が運転する場合（同一生計者運転）③障害者（別表1中、常時介護者運転欄）のみで構成される世帯の障害者を常時介護する者が障害者のために継続して（1年以上）日常的に（週3日程度以上）運転する場合（常時介護者運転）、当該自動車等に課税される軽自動車税及び自動車税が障害者1人につき1台に限り減免されます。

<減免申請方法>

○下記の必要書類を添えて、軽自動車税については市役所税務課にて、自動車税については紀北県税事務所にて手続きをしてください。

- | | |
|---|--|
| <1>障害者本人運転の場合・・・ | 下記の①～③ ※軽自動車税の場合は①～④ |
| <2>同一生計者運転の場合・・・
（同一住所地に一緒に住んでおり
日常生活の資を共通にしている
家族が運転する場合） | 下記の①～③、⑤と、障害者と運転者が同一世帯であるとわかる住民票
（世帯全員・続柄記載のもの）又は同一生計証明書
※軽自動車税の場合は①～⑤、住民票の省略可 |
| <3>常時介護者運転の場合・・・
（別表1中、常時介護者運転欄に
該当する障害者のみの世帯） | 下記の①～③と常時介護証明書（①～③、⑤、⑥の書類を添えて
市社会福祉課で交付を受けてください。）
※軽自動車税の場合は①～⑤と常時介護証明書 |

記

①身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ②運転免許証またはマイナ免許証 ③車検証又は車検証記録事項（登録前の場合、車台番号の控）※軽自動車税の場合は車台番号の控は不可 ④「マイナンバーカード」又は「氏名、住所等が住民票と一致している通知カードやマイナンバーが記載された住民票の写し等」 ⑤当該自動車を身体障害者等のために使用していることを証する書面（生業、通学、通園、通院証明等） ⑥自動車運行計画書

<減免申請期限>

【自動車税】

○既に（毎年4月1日現在）自動車を所有している場合

- ・納期限までに減免申請を行った場合は、審査後、年税額（限度額まで）を減免
- ・納期限後に減免申請を受け付けた場合は、審査後、申請の翌月以降の月数に応じて年税額の月割相当額（限度額の月割相当額まで）を減免

○新車登録又は中古新規登録で自動車を購入（取得）する場合

- ・運輸支局で登録をする時まで又は登録後1カ月以内（限度額まで減免）
- ・登録後1カ月後（月割相当額を減免）

【軽自動車税】

○既に（毎年4月1日現在）軽自動車を所有している場合

- ・納期限（5月末）まで。審査後、年税額を減免
（ただし、すでに納付されたものについては、減免とはなりません）

<問い合わせ先> ・社会福祉課 TEL 62-2141 内線323 ・税務課 TEL 62-2141 内線144
・紀北県税事務所（那賀総合庁舎内）課税課 TEL 61-0067

別表 1

自動車税等減免対象障害者

障 害 の 区 分		本 人 運 転	同一生計者・常時介護者運転
身 体 障 害 者 手 帳	視 覚 障 害	1 級～3 級及び4 級の 1	左に同じ
	聴 覚 障 害	2 級及び3 級	左に同じ
	平 衡 機 能 障 害	3 級	左に同じ
	音 声 機 能 障 害	3 級（ただし喉頭摘出による音声機能障害があるものに限る。）	
	上 肢 不 自 由	1 級及び2 級	1 級、2 級の 1（両上肢機能の著しい障害）及び2 級の 2（両上肢の全ての指を欠くもの）
	下 肢 不 自 由	1 級～6 級	1 級～3 級
	体 幹 不 自 由	1 級～3 級及び5 級	1 級～3 級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級、2 級（1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
		移動機能	1 級～3 級
	心 臓 機 能 障 害	1 級及び3 級	左に同じ
	じ ん 臓 機 能 障 害	1 級及び3 級	左に同じ
	呼 吸 器 機 能 障 害	1 級及び3 級	左に同じ
	ぼ う こ う 又 は 直 腸 機 能 障 害	1 級及び3 級	左に同じ
	小 腸 機 能 障 害	1 級及び3 級	左に同じ
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級～3 級	左に同じ
	肝 臓 機 能 障 害	1 級～3 級	左に同じ
療 育 手 帳		重度（A）	左に同じ
精神障害者保健福祉手帳		1 級	左に同じ

※戦傷病者手帳をお持ちの方は、紀北県税事務所までお問い合わせください。

2. 旅客運賃等の割引

(1) 旅客鉄道株式会社（JR）の運賃割引

障害程度	距離	介護者	普通乗車券	回数乗車券	普通急行券	定期乗車券
第1種 ※1 要介護を認められる方	制限なし	1名まで本人と同じ扱い	5割引	5割引	5割引	5割引 小児を除く
第2種 上記以外の方	片道100km超乗車の場合		5割引			※2

割引を受けるためには、手帳に写真を貼付する必要があります。

※1 第1種の方が単独で乗車する場合は、第2種扱いになります。

※2 第2種であっても12歳未満の障害児の場合は、介護者1人まで乗車券が5割引になります。

〈問い合わせ〉 各駅の窓口

(2) 航空運賃の割引

一部の航空会社において、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方が国内線を利用する場合、本人及び介護者1名に対し割引が適用されます。

割引適用の有無、割引率等は、航空会社や利用路線により異なります。詳細については、各航空会社にお問い合わせください。

（注意）障害児が12歳未満の場合は適用されません。

〈問い合わせ〉 各航空会社、旅行会社

(3) バス乗車運賃（普通運賃）の割引

身体障害者手帳・療育手帳

介護付の場合 本人及び介護者（1名まで） 5割引

単独の場合 本人のみ 5割引

精神障害者保健福祉手帳は、一部のバス会社で割引があります。

〈利用方法〉 料金を支払う際に、該当する手帳を提示してください。

10円未満の端数は切上げになります。

※ 和歌山バス(株) 和歌山バス那賀(株)運行の一般路線バスで割引。

本人 5割引

身体障害者手帳1種介護付 介護者（2名まで） 5割引

療育手帳1種介護付、精神障害者保健福祉手帳1級介護付 介護者1名 5割引

（その他のバス会社については要問合せ。）

〈問い合わせ〉 各バス会社

(4) 市福祉タクシー（タクシー料金の一部助成）

重度障害者（児）の方がタクシーを利用する場合、タクシー運賃の一部を助成します。

〈対 象 者〉

市内に在住する１級・２級の身体障害者手帳、Ａ１・Ａ２の療育手帳、１級の精神障害者
保健福祉手帳の交付を受けている方

〈利 用 方 法〉

社会福祉課で交付する福祉タクシー利用券１枚を提出するとともに、利用料金から基本料
金相当額を控除した額を運転手にお支払いください。

〈利用券交付に必要なもの〉 ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

〈問い合わせ〉 社会福祉課 TEL ６２－２１４１ 内線 ３８７

(5) タクシー料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する方に対して、タクシー料
金が１０％割引されます。

〈利 用 方 法〉 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を運転手に提示して
ください。

〈問い合わせ〉 各タクシー会社

3. NHK受信料の減免

(1) 半 額 免 除 契約者が視覚・聴覚障害者又は重度の障害者（身体障害者（１級・２級）、
知的障害者（Ａ１・Ａ２）、精神障害者（１級））で世帯主の場合

(2) 全 額 免 除 身体障害者、知的障害者、精神障害者のいる世帯で、世帯全員が住民税非課
税の場合（同じ住所で世帯分離されている方も含みます）

〈申 請 方 法〉 社会福祉課で交付し、証明を受けた申請書をNHKへ提出します。

〈申請書発行に必要なもの〉 ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
②印鑑

〈問い合わせ〉 NHK和歌山放送局 TEL ０７３－４２６－７０００
社会福祉課 TEL ６２－２１４１ 内線 ３８８

4. 有料道路通行料金の割引

有料道路における通行料金が半額になります。

〈対 象 者〉

- | | |
|---------|---|
| 障害者本人運転 | 身体障害者手帳を所持する方（障害の種別は問いません）本人が運転して有料道路を利用される場合 |
| 介護者運転 | 第1種の身体障害者手帳、第1種の療育手帳を所持する方を乗せて有料道路を利用される場合 |

〈対象自動車の範囲〉

乗用自動車（普通自動車、小型自動車、軽自動車で乗車定員10人以下の乗用のものに限る）及び貨物自動車（ライトバン等、乗車定員が4人以上10人以下で、最大積載量が500kg以下のもの）、特殊用途自動車（キャンピング車等、乗車定員が10人以下のもの）、二輪自動車（総排気量が125ccを超えるもの）

障害者1人につき1台のみ登録となります。

（注意）一部登録の対象とならない自動車もあります。

〈利用方法〉

現金等で支払う場合や、事前登録されていない自動車を利用する場合

一般レーン、混在レーン又はサポートレーンで身体障害者手帳又は療育手帳に貼付された割引有効期限の記載されたシールを係員にご提示ください。

E T C無線通行（ノンストップ走行）を事前登録された車で利用する場合

事前登録されたE T Cカードを、事前登録された車載器に挿入し、通行してください。

〈割引証明に必要なもの〉

①身体障害者手帳または療育手帳 ②運転免許証（障害者本人運転の場合のみ） ③車検証・自動車検査証記録事項 ④E T C車載器セットアップ申込書・証明書 ⑤障害者本人名義のE T Cカード（対象障害者が20歳未満の重度障害者で介護者の運転の場合のみ、障害者本人の親権者または後見人の名義のE T Cカードでも可。）

※ ④・⑤については、E T Cレーンを利用する場合のみ必要です。

〈問い合わせ〉 社会福祉課 TEL 62-2141 内線 388

有料道路E T C割引登録係 TEL 045-477-1233

5. 携帯電話基本使用料等の割引

株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社において、携帯電話の基本使用料等の割引があります。割引額は各会社により異なります。

〈対 象 者〉

1. 身体障害者手帳、又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
2. 特定医療費（指定難病）受給者証保持者

〈問い合わせ〉 各機種取扱店

6. 岩出市巡回バス優待事業

高齢者、障害者（児）並びに生活保護を受けている方にあいあいカードを発行し、岩出市巡回バスの乗車について無料とします。

なお、高齢者、障害者（児）については、介助者1名に限り無料とします。

〈対 象 者〉

1. 身体障害者手帳1級・2級・3級所持者、療育手帳所持者
2. 精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者
3. 満65歳以上の者
4. 生活保護受給者

〈カード交付に必要なもの〉

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

〈問い合わせ〉 社会福祉課 TEL 62-2141 内線 323

7. 保育料等の減免

保育所等を利用している児童又は同居している方が障害者（児）の場合、保育料や保育所給食費の一部が減額若しくは免除となる場合があります。ただし、すべての方が適用になるとは限りません。

〈対 象 者〉

本 人 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持し、保育所等を利用する場合

同居人 保育所等を利用する児童が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方と同居している場合

〈申 請 方 法〉

保育料等減免申請書に所持している手帳の写しを添付し、子ども家庭課へ提出します。

〈申請に必要なもの〉

所持している手帳の写し

〈問い合わせ〉 子ども家庭課（総合保健福祉センター内） TEL 67-6324

8. ふれあい収集

家庭から排出されるごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者を支援するため、収集作業員が戸別訪問し、家庭ごみなどを収集する制度です。

〈対 象 者〉

家庭ごみを集積所まで自ら持ち出すことが困難であり、他の方からごみ出しの協力が得られない方で、次の（１）から（４）のいずれかに該当する方	
（１）	要介護認定の方
（２）	身体障害者手帳（肢体不自由 １・２・３級 視覚障害 １・２級）の交付を受けている方
（３）	療育手帳の交付を受けている方
（４）	精神障害者保健福祉手帳（１・２級）の交付を受けている方

〈収集できるごみ〉

可燃ごみ ・ 不燃物ごみ ・ 資源ごみ ・ 粗大ごみ

〈申し込み方法〉

①ご本人（代理人も含む）から岩出クリーンセンターに電話により申し込みをしていただきます。

※ 必ず緊急連絡先を決めてください。

②訪問調査と決定通知

職員が訪問調査を行います。その際、具体的に状況を教えてください。

後日、利用決定通知書若しくは、非該当通知書により通知いたします。

〈問い合わせ・申し込み先〉 岩出クリーンセンター TEL ６２－０８１４